

国際医療福祉大学倫理審査委員会規程 変更対比表

変更場所	変更前 IUHW-IRB Ver3.8 (改訂日：2019年2月28日)	変更後 IUHW-IRB Ver3.9 (改訂日：2019年8月22日)	変更理由
第5条 15項	—	IUHW-IRBは、「修正の上で承認する」と決定した治験について、実施医療機関の長から治験実施計画書等修正報告書(書式6)が提出された場合は、迅速審査または本審査にて修正の確認を行ない、審査終了後速やかに医療機関の長および治験依頼者に、治験審査結果通知書により報告する。また、迅速審査にて確認を行なった場合は、委員長は、次回開催のIUHW-IRBにおいて迅速審査の内容と判定を報告する。	修正の確認時の対応を明文化